

●●● 公益通報（内部告発）相談 110 番

法施行から半年、相談からうかがえる市民の意識の高まり



相談電話対応中の筆者

● 公益通報相談窓口の概要

2006年4月1日、公益通報者保護法が施行され、東京三弁護士会は、公益通報相談窓口を設置した。同法による保護は、射程範囲が限定されており、あくまでも、一般法理による保護の中の「明確な安全地帯」を示すものにすぎない。東京三会の公益通報相談窓口は、同法の射程範囲に限らず、公益に関する相談を幅広く受け付け、その保護にあたるものである。国会の付帯決議でも法律上の守秘義務を有する弁護士への相談による通報者保護に期待されている。

● 4時間で24件の電話相談

東京三会公益通報者保護協議会は、公益通報相談窓口の開設に伴い、4月12日に公益通報110番を実施した。午後4時から8時の間に、15件の相談が寄せられたが、法律施行後間もなくのことで、制度の周知が不十分だったこともあり、公益通報とはいえない相談が大半を占めていた。

そして、相談窓口開設から半年を迎え、東京三会公益通報者保護協議会では、9月29日午後4時から8時まで、第2回公益通報110番を実施した。前回の110番と比較すると、勤務先の不正行為（カラ出張、不正行為の隠蔽等々）の告発など、本来の意味での公益通報により近い相談が増えたこと

が特徴的であり、相談件数も24件に増加した。法施行後半年の間に、市民の公益通報（内部告発）に対する意識が着実に高まってきたことが感じられた。

● 研鑽の必要性

本年6月3日、大阪トヨベットの従業員が、会社が通報先として指示した都内の弁護士事務所に公益通報したところ、通報を受けた弁護士が、その従業員の実名を会社に告げてしまったために、自宅待機を命じられ、不利益処分を被っているという報道がなされた。

内部告発をした従業員の実名を、漫然と会社に告知することは、公益通報制度に対する信頼、ひいては弁護士への通報に対する信頼を著しく損なうものであり、到底、許されるものではない。公益通報制度の趣旨をよく理解し、自らが公益通報（内部告発）に関する相談を受けた場合に備えて、常日頃、研鑽をつむ必要がある。

東京三会公益通報者保護協議会では、随時、公益通報相談に関する研修を行なっているが、下記の要領で講演とケーススタディを行なう予定である。この機会に、是非参加されたい。

（東京三会公益通報者保護協議会委員 本間 紀子）